

奈良県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富雄川筋字十ヶ土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	宮田 庄一	大和郡山市小南町二三三
〃	梅田 純央	〃 四三
〃	穴井 弘	〃 外川町三六六
〃	富野 孝之	〃 満願寺町四八二
〃	仲島 信司	〃 池之内町二五三―三
〃	吉岡 幸一	〃 豊浦町五四
〃	新谷 登司之	〃 本庄町一七二―六
〃	巽 宏之	〃 二六〇―二
〃	伊豆 佳三	〃 筒井町一五三七―一
監事	辻井 幸司	〃 田中町三六九
〃	梅田 利一	〃 小南町二四〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	宮田 庄一	大和郡山市小南町二三三
〃	梅田 純央	〃 四三
〃	穴井 弘	〃 外川町三六六
〃	富野 孝之	〃 満願寺町四八二
〃	滝本 善生	〃 池之内町四一一
〃	吉岡 幸一	〃 豊浦町五四
〃	新谷 登司之	〃 本庄町一七二―六
〃	杉本 俊也	〃 杉町一〇五―一
〃	岡本 陽介	〃 筒井町一五三―二
監事	梅田 利一	〃 小南町二四〇
〃	本田 善藤	〃 田中町二六一

”

松田
悦一

”

小南町二五二